

すみりんニュース No.98



編集・発行：公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

編集発行人：理事長 友永 健三 *『すみりんニュース』は、2カ月に一度発行しています。

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15

TEL (06) 6674-3732 FAX (06) 6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

(この号の内容)

- 2024年度 夏休み 宿題やろうデイ 報告……………1-6
- けんぞうの視点⑰ 人権の視点から「戸籍」について考える
友永健三(公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長)……………6-10
- 住吉隣保事業推進協会のごき……………11-12

今号では、7月～8月に計5日間開催した 2024年度夏休み宿題やろうデイの報告を掲載します。地域住民のみなさん、地域施設で働くみなさんに講師になってもらい、各国や地域の言葉や文化を学んだり、防災学習などもおこなったりしました(事務局)。

2024年度 夏休み 宿題やろうデイ 報告

夏休み 宿題やろうデイ!
世界を旅しよう!

いろいろな国の人たちと一緒にその国の文化やあいさつ、料理などを知ろう!

午後からはアクティビティを通して夏休みを楽しもう!

その他の活動

- ・看護師体験
- ・防災ダイヤル体験
- ・反戦平和
- ・(オガリ像を通して沖縄戦を知ろう)
- ・高知県の報告会
- ・プール遊び
- ・子どもレストラン企画会議

日程

- 7月25日(木)
- 8月1日(木)
- 8月8日(木)
- 8月15日(木)
- 8月22日(木)

9時30分～15時00分
参加費1回1,000円(昼食代込み)
1回のみ参加もOK! / 会場：住宅住吉集会所
キャンセルは2日前まで

住吉の活動に参加したりしている方々のなかにも多様なルーツを持つ方がたくさんいます。子どもたちには、自分とは違うことばや生活習慣・食文化を持っている方と出会ったときに、排除や偏見を持つのではなく、また自分の文化を強制するのではなく、お互いがお互いの文化を尊重し合えるような仲間づくりをしてほしい。そのような思いから、今年のテーマを決めました。全5回の宿題やろうデイを通して、5カ国のことばや生活習慣・食文化を、その国や地域の出身者、または関りの深い方々から教えてもらいました。

【第1回】7月25日(木曜日) 午前

第1回目は、「インドネシア」。6月にインドネシアから1カ月間、子どもたちの居場所ボランティアとして参加してくれていたアグスさんに協力をしてもらい、インドネシアにあるバリ島で撮影した動画をもとに、インドネシアの

今年のテーマは「多文化共生」や「豊かさ」。同じ小学校に通う友だちのなかには、さまざまな国や地域にルーツを持つ子たちがいます。また、住吉に住んでいたり、



むら しょうかい しょうかい しょうかい しょうかい
 村のようすを紹介してもらいました。また、宗教や食べ物
 のこと、現地の子どもたちのことも知ることができまし
 た。インドネシアの人びとがなにを大切に、日々生活し
 ているかを知る機会になりました。最後に、インドネシア語
 で自己紹介ができるように、自己紹介の仕方や数字を
 みんなで練習しました。日本語にはない、舌を巻いて発
 音することはなどは、少し苦戦していましたが、子どもた
 ちは積極的に参加してくれていました。

ひる はん いんどねしあ だいひょうてき りょうり みーご
 昼ご飯は、インドネシアの代表的な料理であるミーゴ
 レン(焼きそば)とピサンゴレン(揚げバナナ)、エスチャン
 プル(フルーツ入りココナッツミルクかき氷)をつくりまし
 た。インドネシア料理は少しピリ辛なので、通常のミーゴ
 レンと辛いミーゴレンの2種類つくりました。日本とは
 少し違う料理に少し戸惑いつつも、残さず食べてくれて
 いました。(藤本真帆)



7月25日(木曜日)午後

ごご かつどう かいほう おがり おきなわ せっち
 午後の活動は、『解放へのオガリ』が沖縄で設置され
 ることにちなんで、「沖縄」をテーマに学びました。友永健
 吾が担当しました。

はじめに、沖縄で思いつものについて子どもたちに
 聞いてみると、「海〜」、「シーサー」、「美ら海水族館」な
 ど、さまざまな答えが返ってきました。自信たっぷりに「富
 士山!」という答えが返ってきて、思わず転げてしまいそう
 になりました。その後、スライドで、沖縄の食べ物や生き物
 や文化などを紹介しました。

つぎ おきなわけん ほーむ ペーじ み みる ことが できる デ
 次に、沖縄県のホームページから見る事ができるデ
 ジタル版の絵本を使って読み聞かせをおこない「沖縄戦」

について学びました。ある子どもから「なぜ、『沖縄戦争』
 とは言わないの?」と質問されて返答に困りました。です
 が、考えてみれば「太平洋戦争」、「日露戦争」、「ベトナ
 ム戦争」などは「〇〇戦争」ですね。子どもの柔軟な発
 想から学ばせてもらいました。その後は、沖縄の方言(ウ
 チナーグチ)クイズを楽しみました。「はいさい(こんにち

は)」「めんそーれ(いらっしゃい)」などです。最後は、
 『解放へのオガリ』について、学びました。1977年に作ら
 れたこと、おおきき、母と子のイメージ、「オガリ」ということば
 の意味、金城実さんが作ったこと、住吉地区のまちづく
 りと関係があることなどです。そして、2018年5月に沖縄
 に送り、今年、設置されることを伝えました。これからは、
 すみよし隣保館 寿 と沖縄県読谷村の「オガリ」が「反
 戦平和」「差別撤廃」「地域をつなぐ」「ときをつなぐ」た
 めの「かけはし」にしていきたいという想いも伝えました。

今回、参加してくれたみなさんが「大切な何か」を見
 つけて、それを広げてくれることを期待したいと思います。
 (友永健吾)



【第2回】8月1日（木曜日）午前

この日の午前は、ベトナムについて学びました。講師は住田育子さんです。ベトナムの数字や、あいさつを教えてくださいました。また、ベトナムの正装の「アオザイ」を実際に見せてもらったり触らせてもらったりして、子どもたちも「かわいい!」と言っていました。



昼ご飯は、午前中に勉強したベトナム料理を子どもたちとつくりました。メニューはフォーと生春巻きとデザートにチェーでした。高学年の子どもたちが低学年の子どもたちに切り方を教えていました。また、ライスペーパーに野菜やエビなどを子どもたち自身で楽しそうに包んで生春巻きをつくっていました。(上田風佳)



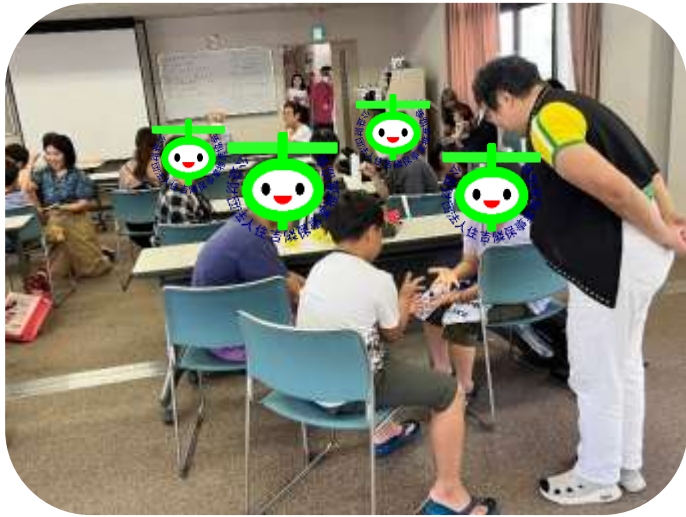
8月1日（木曜日）午後

午後からは、毎年恒例のプール遊びでした。みんなはご飯を食べた後、水着に着替えて水鉄砲を持って、隣保館の横に設置してあるプールにダッシュで移動していきまし。子どもたちもボランティアのおとなたちも容赦なく水を掛け合い、ずぶぬれになりながら楽しみました。プール遊びの後、おやつを食べながら楽しかったねと話していました。(上田風佳)



【第3回】8月8日（木曜日）午前

この日は、朝から堺にあるコンストレイルの皆さんが15人ほど住宅集会所にきてくれました。ブラジルにルーツを持つ人たちで定期的集まってルーツに関係する学習やイベントなどを定期的に行っているようです。いかなれば、宿題やろうディのブラジル版とでもいえるのでしょうか。自己紹介の後、代表のルジアさんがブラジルについてパワーポイントで説明をしてくれました。地球の中の距離で言うと一番遠い国だと思のですが、日本との関係は意外と近いことがわかりました。日本からたくさん移民がブラジルに行っていることや、コンストレイルの子どもたちもそうですがブラジルから日本に来る人もたくさんいることがわかりました。国の紹介は、地理的なことや言葉のこと文化についてなどたくさん教えてもらいました。



ぐ み たいけん ぼうごふく きゃつぷ ます
具を身につける体験をしました。防護服にキャップとマス
く うえ ふえいすしー るど て ごむてぶくろ ちようしん き
クの上からフェイスシールド、手にはゴム手袋、聴診器を
つ け、「暑いなあ、動きにくいなあ」と看護師さんの大変さ
じっかん かわぐちふみこ
を実感していました。(川口文子)



つづ ひる はん ぱい
続いて、昼ご飯づくりに入りました。この日のメ
にゅー は「パステル」でした。日本では「イタリア
んぎょうぎ かわ
ン餃子の皮」というように売られていることが多
いようですが、見た目の印象は「パイ」のよう
なものでした。中にひき肉とチーズを入れてとじます。餃
子のイメージというよりは、やはりパイのような食
べ物でした。外はカリカリで、中はお肉とチーズ
でとろーりとなっていました。(川口智)

だい かい がつ にち もくようび ごぜん
【第4回】8月15日(木曜日) 午前

ごぜん ちゆうごく てーま ひる はん かくしゅうかい
午前に中国をテーマに昼ご飯づくりと学習会をし
ました。子どもたちは集まってすぐに宿題をすませたあと、
昼ご飯づくりにとりくみました。

こんかい めにゅー すいぎょうざ ちゆうか あんにんどうふ
今回のメニューは、水餃子・中華おこわ・杏仁豆腐で
した。水餃子用にすべての具材を細かく切るのが少し大
変そうでしたが、餃子の皮に具材を包む行程では楽し
みながら包んでいました。中国出身の講師の方に、中
国の水餃子の包み方を教えてもらい、具材を入れすぎ
てはみ出したりしながらも、じょうずに包んでいました。



がつ にち もくようび ごご
8月8日(木曜日) 午後

ごごからは、ハートフリーやすらぎのみなさんに来てい
ただいて、看護師体験をしました。訪問看護や訪問リハ
ビリについての話を聞き、子どもたちは実際にリハビリ
体験をしたり、血圧や体温、酸素を測る体験をしました。
測ったり、測られたり、血圧や心音が正常な数値、危険
な数値を聞いたりしていました。手術着体験では、防護

「【名前】です。〇〇にいます。無事です」と、被災したとき
に自分の無事を伝える練習をしました。(靱山彩)



中華おこわが炊けるのを待っているあいだに、中国
への留学経験がある方と中国出身の方ふたりの計3
人の方から中国について教えていただきました。

参加した子どものなかにも中国ルーツの子がいたの
で、中国語を教してもらったり、みんなで「老鷹捉小鸡」
という中国の子どもたちがよくやる遊びを教してもらい
ました。(靱山彩)



8月15日 (木曜日) 午後

午後は、子ども防災学習会をおこないました。ライフサ
ポート協会から講師の方に来ていただき、実際に地震
が起こったときにどのように対応したらいいのか、クイズ
形式で学習しました。また、災害用伝言ダイヤルの使い
方を教えていただきました。参加者の子どもたちのほとん
どが公衆電話を使ったことがなかったので、公衆電話
の使い方から教えていただき、実際に公衆電話から

【第5回】8月22日 (木曜日) 午前

この日の講師は、住吉日本語教室にいられてい
るジェラルド・ブスケさんです。日本語ではなく、
英語でのお話でしたので、藤本真帆さんに通訳
をしてもらってのフランス学習でした。フランス
にある地方のお話や子どもたちの様子、言葉につ
いてなどを教えてくれました。最後には歌を教え
てくれました。この歌詞には日本語で発音が書か
れていたの、なんとか読みながら歌うことがで
きました。英語でのお話というのは初めてのこと
だったのでとても新鮮でした。子どもたちも1年
生から簡単な英語を学習しているので、学習の
成果を発揮する場面でもあるなと感じました。





そして昼ご飯メニューはクラフティとラタトゥーユとパンとお肉でした。ラタトゥーユといえば、映画『レミーの美味しいレストラン』で最後に出てきていたメニューでなんだかなじみのあるメニューでした。野菜を切ってお鍋で「ぐつぐつ」と、とてもシンプルな作り方でした。お肉は塩コショウで焼くだけと、これもシンプルな作り。クラフティは材料を入れて炊飯器でできてしまいました。身近にあるものでフランス料理が簡単に作れるんだなと少しうれしくなりました。(川口智)

8月22日(木曜日) 午後

午後からは、盆踊り出店会議をしました。2024年の夏の宿題やろうディの総まとめとして、参加した子どもたちが前回までの4回でつくって食べた国のデザートの中から、盆踊りでつくって売ろう!に挑戦しました。

インドネシアのエスチャンプル(フルーツ入りココナッツミルクかき氷)かピサンゴレン(揚げバナナ)、ベトナムのチュー(小豆入りココナッツミルク)、中国の杏仁豆腐、フランスのクラフティの中から、作りやすさ、入れ物・価格・みんなが食べたそうなもの・客層などを考え、意見を出しあった結果、エスチャンプルとチューに決定しました!お店の名前もアイデアを出し合い、『ココナッツ・フィーバー』という素敵な名前に決まりました。

盆踊り当日は、準備から盛り付けまで宿題やろうディに参加した子どもたちも手伝いに来てくれました。全部で66個売れました。ありがとうございました。(川口文子)

連載 Vol.17

けんぞうの視点



人権の視点から「戸籍」について考える

友永健三(公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長)

今回の「健三の視点」では、人権の視点から戸籍について考えてみたいと思います。このため、反差別国際運動(IMADR)から2023年11月に発行された『「戸籍」一人権の視点から考える』に掲載された二宮周平(立



命館大学名誉教授)さんが執筆された「戸籍から個籍へ、そして人権侵害を起こさない仕組みへ」を参考に、2回に分けて紹介することとします。

I 「戸籍」とは何か

戸籍は、「自分」を公的に証明するための制度です。具体的には、人の氏名、出生・死亡年月日、国籍、家族関係などを公に証明する制度(公証制度)です。現

在では、戸籍は、日本独特の制度で、韓国では近年、戸籍が廃止され家族関係登録簿に変わりました。欧米では、個人別の出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書で対応しています。

日常生活では、パスポートを取得する際には戸籍謄本又は抄本が必要ですし、婚姻届けの際にも、婚姻最ていねんれい たっ じゅうこん きんしんこん あ 低年齢に達しているかどうか、重婚や近親婚に当たらないかどうかを確認するために戸籍によって確認する必要があるります。

II 「戸籍」と家制度

《日本社会の近代化が要請した「戸籍」》

明治維新によって新たに成立した明治政府は、全国民を対象とした統一的な戸籍制度を導入します。このため、1871(明治4)年4月4日に太政官布告(法律)を出しましたが、この中では「戸数人員ヲ詳(つまびらか)ニシテ猥(みだり)ナラサシムハ政務ノ最先シ重ンスルところ 所ナリ(意識:家ごとに誰が何人住んでいるかを明確に分からないことがないようにすることは、政治に携わる者が最優先しなければならないことである)」と書かれていました。この布告は、1872(明治5)年から施行されましたが、この年が干支(十干十二支の組み合わせのこと)では壬申の年にあたっていたので、このときに作成された戸籍は「壬申戸籍」と呼ばれています。

全国民を対象とした統一的な戸籍制度が必要とされた主な理由としては、(1)年貢米ではなく、所有する土地の値段を基準に税額を定め、お金を納める徴税方式に変更したため、土地を所有しているかどうかを把握する必要があったこと、(2)20歳以上の男子(長男を除く)に兵役義務を課す徴兵制度を設けたこと、(3)治安の維持のため、どこに誰が住み、誰と暮らし、どのような家族関係があるかを把握する必要があったこと、がありました。

壬申戸籍の特徴は、国民の現状把握を目的としていたため現況主義(実際にその住所で暮らしている家族を登録する方式)で行ったこと、戸籍編成の基準として、

尊属(父母と同等以上にある、目上の血族)・卑属(親族の系統上、子と同列以下にある者。子、孫、おい、めいなど)、直系(ほかの人を間にかかず、その人から純粋に親子関係で続く関係)・傍系(本になるものから分かれ出た系統に属する人)、男・女の順序付けを行ったこと、一家の長に家族の出生・死亡・婚姻・縁組などを届けさせることとしたことです。

《明治民法と家制度—「戸籍」と「家族」の一体化》

明治政府は、さまざまな法整備に取り組みますが、その一環として民法の整備に着手します。この過程で、戸籍についても議論があり、箕作麟祥(法学者)は、「戸籍は東洋の封建的遺物、西欧には戸籍などない」として、戸籍制度の廃止を主張しました。これに対して、1882(明治15)年、戸籍規則に関する元老院会議で地方官の渡辺清が「一家の長である戸主が一家の責任を負い、老人や子どもを扶養し、家族の倫理を守っている。救貧院がなくても、貧しいものが衣食を得ているのは、善良な慣習があるからである。戸籍はこうした家族のあり方が示されているのであるから、戸籍を廃止すべきではない」と主張し、渡辺の主張が大勢を占める所となりました。

1898(明治31)年に民法が制定され、「家制度」が確立しました。「家制度」は、以下に列挙する内容によって構成されています。

- ・戸主が家族を統率し、家族は戸主の命令監督に服する。
- ・戸主の地位は、家督(代々の戸主に受け継がれていく権利・義務)相続として、原則的に長男が継ぐ。
- ・国民は、必ずどこかの家に属する。
- ・戸主とその家族は、家の氏を称し、その家の戸籍に登録される(その家の一員であることは戸籍によって示される)。

この結果、戸籍は、国民が帰属する家を目に見える形で示すものとなり、これによって、戸籍と家族を一体のものとして捉える特殊日本的な感情が生み出されたの

です。

III 新憲法下における「戸籍」

《「家」から「家族」へ—家制度の再編成》

日本国憲法は、1946（昭和21）年11月3日公布され、1947（昭和22）年5月3日に施行されました。新憲法では、個人の尊重（13条）、法の下での平等（14条）、個人の尊厳と両性の本質的平等（24条2項）が定められました。

例えば、婚姻や家族に関して男女が同等で平等であることを定めた第24条は、以下の通りです。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成

立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚

並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関し

ては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

日本国憲法の施行を受けて、1947（昭和22）年12月22日、民法が改正され戦前の家制度は廃止されまし

た。その際、G H Q（連合軍最高司令官総司令部）は、戸籍を個人個人についてつくることを問題提起しまし

た。これに対して、司法省（現在の法務省の前身）は、G H Q案では、紙や手数がかかる、将来経済が回復

すれば一人戸籍にしたいのだが現状では困難である。また、民法改正によって「家」はなくなり、今度は婚姻を

重視しているので、婚姻を主とし、婚姻すれば戸籍を別にし、子どもができれば、その戸籍内に記載する、すなわ

ち夫婦と子を一つのグループにした形式にしたい。「家」の存続などを考えていないと反論し、一組の夫婦と、氏

を同じくする子を単位として戸籍を編成することについて、G H Qからの了解を得ました。本音としては、急激な

改革を避けたかったと思われます。

《温存される家制度

—改正戸籍法が規定する戦後の「家族観」》

改正民法では、家族を、夫と妻、親と子、親族相互の個人と個人の関係と規定していて、基本的には個人を基本としたものとなりました。しかしながら、改正戸籍法は、一組の夫婦とその夫婦と氏を同じくする子を単位として戸籍を編成しています。この結果、夫婦同氏、親子同氏の原則のもと、夫婦と子が同じ氏を名乗り、一つの戸籍に登録されることとなり、これによって、夫婦と子を標準とする家族観が定着していったのです。しかも、婚姻に際して夫の氏を夫婦の氏にするカップルが大半で、夫が戸籍筆頭者となりました。これは、夫は外で働き、妻は家庭内で家事育児を担うという性別役割分業型の家族にとって親和的で、とりわけ1960年代以降の高度成長期の家族像と合致したものであったのです。

《現行の戸籍制度の問題点》

現行の戸籍の筆頭者欄について、法務省は戸籍の「見出し」、検索のために必要と説明しています。しかしながら、2020（令和2）年現在、95.3%が夫の氏を名乗っている現実があります。このため、妻が夫の家族の一員となって、夫の氏を称した戦前の家制度と変わっていないという問題があります（登録される家族の範囲は狭くなりました）。

また、離婚すると氏を改めた方、多くの場合、妻が夫を戸籍筆頭者とする戸籍から除籍され、かつては朱色で×が付けられました。この結果、「バツイチ」が離婚をしめすことば示す言葉になっていたのです（今は除籍と記載されています）。

さらに、筆頭者である夫が妻より先に死亡した場合でも、筆頭者の記載は変わらず、妻が筆頭者に繰り上がったりはしません。

この結果、筆頭者としていない者との間に主従関係が持ち込まれることとなり、夫婦の対等性に反するという問題が生じています。

IV「戸籍」と人権侵害—戸籍の追跡機能と部落差別

《戸籍公開原則と追跡機能》

先に紹介した壬申戸籍は、行政目的のために作製したものであったため、非公開でした。しかし、社会が近代化し土地取引などの経済活動が活発化するなかで、土地の相続人の証明が必要になったり、取引相手に行方不明があるかどうか問題になり、人の家族関係や行為能力などを証明する制度が必要になってきました。このため、1898(明治31)年、明治民法と同時に作られた戸籍法で、公開の原則が採用されることとなったのです。

しかしながら、戸籍を公開したためにさまざまな問題が生じてきました。このため、1914(大正4)年に戸籍法が改正され、市町村長は正当な理由がある場合に限り閲覧交付請求を拒むことができることとされました。「正当な理由がある場合」とは、(1)戸籍の身分関係を材料にして人に対してゆすりを行うような場合、(2)市町村長を苦しめるために多数の閲覧交付請求をする場合、(3)政党政派の争いから人の名誉を棄損しようとする場合などが、該当しました。

壬申戸籍は、当初6年ごとに改製することとされていましたが、大変な手間がかかるのでやめることになり、家族関係の出入りがあれば紙を貼ることになりました。しかしながら、貼り紙がどんどん増えてしまい、「戸籍の原簿はまさに反故紙同然のごとし」といわれる状況になってしまいました。このため、1886(明治19)年に戸籍の様式が改革されました。具体的には、(1)「除籍簿」を創設し、家族全員が他府県に転居した場合や戸主が交代した場合には、新たに戸籍を編成し、元の戸籍の用紙をその戸籍のある所在地で除籍簿として綴じることになりました。また、(2)戸籍に「身分事項」を創設し、出生、婚姻、離婚、入籍などを記載することとしました。

この結果、現在の戸籍を見れば、戸籍の所在地と前戸主名がわかりますし、除籍簿を見れば、現在の戸籍に記載されていない親族、嫁入りしたり養子に行ったりした者、死亡した者なども分かるようになりました。つまり、これによって家族全員の親族関係と身分行為(婚姻、離婚、養子縁組など)を追跡することができる機能が誕生

することとなったのです。

《「壬申戸籍」と部落差別》

1898(明治31)年に戸籍法が改正され、それまでは、現住所で戸籍を作っていたものを、戸籍の所在地として本籍地を定めることとしました。本籍地は、どこに定めてもよいことにされていたため、甲子園球場の所在地を本籍地にすることもできるようになりました。この結果、戸籍は、現住所を証明するものではなく、家と家に属する家族の登録簿になったのです。

ところで、部落差別とは、部落出身者かどうかの身元調査をして、結婚や就職で差別することですが、1989(明治31)年までは、戸籍は、現住所主義だったので、その現住所が部落の所在地かどうかを調べることができました。しかしながら、1898(明治31)年以降、本籍地は必ずしも現住所でなくなってしまったために、戸籍を使って身元調査をすることは困難になってしまいました。戸籍の身分事項欄には出生地が書かれていますが、出生地は現住所とは無関係な場合が多く、例えば病院で生まれれば病院の住所が書かれていました。

このため、戸籍を使って身元調査をし、部落出身でないかどうかを調べるためには、身分事項欄の入籍の記録で、どの戸籍から入籍したか、元の戸籍をたどっていくことが必要になったのです。最終的には壬申戸籍にまでたどり着くこととなりますが、ここに記載されている現住所と部落地名総鑑とを照合して調べることができるのです。

壬申戸籍と部落差別との関係について、もう一点重要な問題としては、族称欄に「元えた」「元ひにん」「新平民」などの蔑称が記載されている例があったことです。俗称欄には華族・士族・平民と記載すべきとの通達が出されていましたが、守られていない場合が少なくなかったのです。

このため、1923(大正12)年、第2回全国水平社大会で戸籍簿や身元調査などの改正を要求する決議が出され、帝国議会でも衆議院議員から因習打破に関

する建議案が提出され、1924(大正13)年、司法省が謄抄本作成の際に「えた」「新平民」などの文字を謄写してはならない(空白にして出す)、その名称を職権で抹消することができるとの通達を出しました。しかしながら、空白にして出した場合、空白なのは部落の出身だからと推測されることとなってしまいました。また、二重線で抹消されていても、元の字が読めるという問題が残りました。そこで、1938(昭和13)年に、司法省は族称欄についてはすべて謄写しないことにしましたが、職権で抹消した戸籍は再生されることがなかったために、差別が温存されることになってしまいました。

《戦後の戸籍公開原則—閲覧制度の廃止に向けて》

1947(昭和22)年12月、戸籍法が改正され家制度は廃止されました。しかし戸籍の公開の原則は維持されました。この結果、明治時代の戸籍の除籍簿を閲覧した身元調べを防ぐことはできませんでした。

戸籍を使った結婚差別や就職差別に対する取り組みが本格的に展開されたのは、明治維新100年の年に当たる1968(昭和43)年でした。この年に、壬申戸籍が公開されていることによって結婚差別事件が生起していることが部落解放運動によって取り上げられ、マスコミも大きく報道することによって、同年3月、壬申戸籍は厳重保管されることとなりました。

ついで、戸籍謄抄本等が、結婚差別や就職差別に利用されている事件が相次いで明るみになるなかで、1973(昭和48)年に、本人や親族以外の第三者に戸籍の公開を制限する実施要領を定める自治体が増え、調査業者などから不服を申し立てる動きがあり、裁判でも実施要領は違法と判断がされる状況となりました。このため、戸籍法が改正され、1976(昭和51)年12月から戸籍謄抄本や除籍謄本の交付請求も、その目的が不当であることが明らか場合には請求を拒むことができるようになりました。

しかしながら、目的が不当であるかどうかの判断は、市町村の戸籍実務担当者の判断に委ねられましたし、弁護士・司法書士・行政書士などの有資格者が職務上請求する場合は、請求理由を明示しなくてもよいというようになっていました。このため、有資格者を詐称したり、興信所と有資格者が結託して交付請求する事例が続出しました。このため、各資格団体が、統一書式の請求用紙(番号記載)である職務上請求書の利用を義務付け、不正請求が判明した場合、特定できるようにりましたが不正入手は無くなりませんでした。その理由は、「商売(金儲け)」になるからということでした。

その後も、戸籍謄抄本等を不正入手した結婚差別や就職差別が相次ぎ、部落解放運動がこの問題を取り上げ、関係方面にはたらきかけた結果、2007(平成19)年、2回目の戸籍法改正が行われ、戸籍の公開が原則廃止とされました。具体的には、本人や親族以外の第三者や有資格者が、戸籍謄抄本等を請求する場合にはきびしい制限が課せられることになり、不正取得をした場合には30万円以下の罰金刑(刑事罰)が課せられることとなりました。この結果、不正取得を依頼したものも共犯として処罰が可能になっただけでなく、有資格者の場合、資格剥奪などの懲戒処分の対象になることになりました。

それでも不正取得は無くなっていない現状があります。行政書士が職務上請求を行うことで戸籍謄抄本を入手し、興信所に販売することによっておよそ3000万円も手数料をもらっていた事例も発覚しています。30万円の罰金など高が知れているし、廃業してもほかの仕事を始めることができるということなのです。

こうして、2次にわたる戸籍法改正でも戸籍謄抄本等の不正入手を根絶することができないという深刻な実態が明らかになっていて、何らかの対策を考えなければならぬこととなったのです。(以下、次号につづく)

住吉隣保事業推進協会のうごき

第32回住吉・住之江じんけんのつどい

日時: 12月7日(土曜日) 午後2時から午後5時まで
(受付午後1時30分から)

会場: 大阪市立住吉小学校 講堂

定員: 300人 参加費: 500円

テーマ1 「オガリ像と人権のまちづくり」(仮)

テーマ2 「障害者問題」演劇とトーク

講師: NPO法人夢宙センター

「解放へのオガリ」沖縄・読谷に建つ

住吉から沖縄に移送されていた「解放へのオガリ」が沖縄読谷村の金城実アトリエによみがえりました。完成披露祝賀会が以下の通り開催されます。

<完成披露祝賀会>

10月26日(土曜日)

場所 金城実アトリエ(読谷村儀間121)

参加費 2000円

15:30 オープニング「よなゆうライブ」

16:00 落成法要 真宗大谷派沖縄開教本部

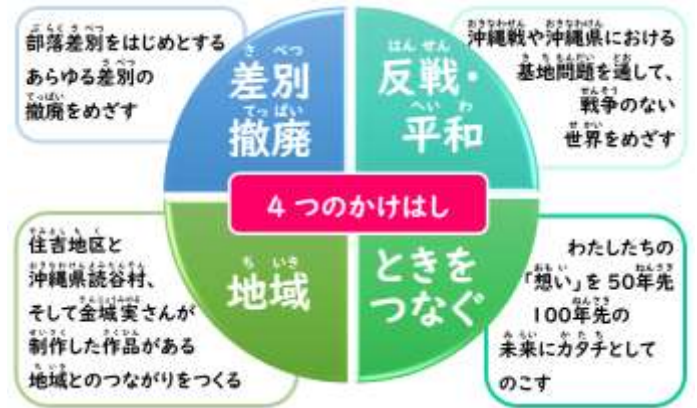
16:10 第一部 式典 来賓あいさつ・大阪住吉からの挨拶など

17:00 第二部 ライブ(海勢頭豊・照屋正雄)参加者紹介・挨拶など



『解放へのオガリ』かけはし募金プロジェクト

住吉地区と沖縄県読谷村の『解放へのオガリ』が4つの「かけはし」となることをめざします!



〈カンパの方法〉

①手渡し: 住吉支部事務所、財団法人事務所にご持参ください。
※申込用紙に名前、住所、電話番号を書いてください。

②振り込み: ゆうちょ銀行 部落解放同盟大阪府連 合会住吉支部

【店名】四〇八【店番】408 【預金種目】普通預金
【口座番号】7605208

★カンパの際、希望者にはメッセージカードを書いていただけます★

メッセージカードに書かれた「想い」を金城実さんに届けます。

★ご寄付いただいた方には「解放へのオガリ」かけはし募金プロジェクトクリアファイルをプレゼント中!



ご寄付のお礼

2024年7月1日から2024年9月末にご寄付をいただいたみなさまです。

【大橋奈美さま、医療法人ハートフリーやすらぎさま、すみだいくこさま、きのしたきみこさま、なかがわきよこさま、ほか住田育子さま、木下喜美子さま、中川喜代子さま、他4人ご本人の希望によりお名前非公開】

合計 625,000円 (4月から9月末の合計：1,385,071円)

みなさまのご協力に感謝いたします。

【2024年度 寄付目標金額：150万円】

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。わたしたちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いします。

なお、公益法人に対してご寄付いただいた方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます(くわしくは事務局までご相談ください)。

【ご寄付の方法】

銀行振込、または直接事務局へご持参ください。ご寄付の際には寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

＜事務局＞ 住吉隣保事業推進センター

住所：大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15

電話：06-6674-3732

＜振込先口座＞

大阪信用金庫 住吉支店 (店番号041)

普通口座 (口座番号 0115047)

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

賛助会員を募集しています！

賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人主催の指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

＜年会費＞ 個人：3,000円 団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に当法人にご提出ください。

情報を配信しています！



ホームページ

すみよし隣保館 で検索



Facebook

すみよし 寿 フェイスブック で検索



Instagram

@sumiyoshi_kotobuki



YouTube

